

2018（平成30）年度 事業計画書

社会福祉法人 全国手話研修センター

2018（平成30）年度 事業計画（案）

第1部 法人事業基本方針

第1章 法人事業の目的

1. 法人事業の目的は、手話を中心とした総合的コミュニケーション環境の整備を推進することであり、この事業を実施することにより社会に貢献します。
2. 法人が実施する事業は、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の
 - (1) 手話通訳事業（福祉事業）
 - (2) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所の運営）
 - (3) 生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市生活相談支援センター事業（亀岡市委託事業）を中心とした地域貢献事業です。
3. 事業の実施にあたっては、障害者の意向を尊重して多様なサービスを総合的に提供できるよう創意工夫をします。
4. 障害者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう全力で支援します。
5. 職員が健康で働きがいや生きがいを持って仕事ができるよう職場環境を整えるとともに、安定した生活ができるよう労働条件の向上に努力します。

第2章 基本方針

1. 厚生労働省等関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会および一般社団法人日本手話通訳士協会等関係団体と連携し手話通訳事業の充実に努めます。
 - (1) 2018（平成30）年度に新たに厚生労働省で予算化された「若年層の手話通訳者養成モデル事業」に取り組みます。
 - (2) 2017（平成29）年度手話を広める知事の会や全国手話言語市区長会の協力のもと一般財団法人全日本ろうあ連盟と共催で実施した行政職員手話講習会を2018年度も積極的に取り組みます。
また、日本聴覚障害公務員会と共同で、行政用語の手話単語の確定、普及に取り組みます。
 - (3) テレビニュースの手話通訳や医療場面での手話通訳など専門分野の手話通訳者養成に関係機関と連携して取り組みます。
 - (4) 厚生労働省の委託事業である手話通訳者、手話通訳士現任研修に取り組みます。、2017（平成29）年度に整備した遠隔地研修システムを充実し、自宅で講義研修できるメリットをPRし、研修参加者が増えるよう努力します。
 - (5) 全国の聴覚障害者関係団体、施設等の要望を踏まえ、講師養成講座の拡充をはじめニーズに合った人材養成事業の拡充に取り組みます。
 - (6) 2013（平成25）年度から厚生労働省から委託された「講師リーダー養成研修」については、2017年度に引き続き手話奉仕員養成テキスト『手話を学ぼう手話で話そう』の指導法に加え、『手話通訳Ⅲーホップステップジャンプー』の指導方法を中心に、全国9会場で実施します。

- (7) 標準手話確定普及研究部9ブロックを基本に、厚生労働省委託事業の「手話研究・普及等事業」である、新しい手話の創造・普及および各種団体等の発行する手話関連書籍や映像の監修等手話の研究・普及に努めます。
 - (8) 公益財団法人一ツ橋総合財団および全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話総合資料室での手話やろう運動等に関する貴重な資料のデータベース化、ホームページでの公開事業の充実を図ります。
 - (9) 聴覚障害者をはじめ国民に関係の深い条約や法律等を手話で表現し、全国の関係者にホームページ等で公開します。
 - (10) 手話通訳者全国統一試験の全都道府県での実施、受験者 2,000 名をめざして関係団体と連携して取り組みます。
 - (11) 各都道府県聴覚障害者協会や関係団体、公益財団法人一ツ橋総合財団のご協力のもと、2016 年度、2017 年度と連続して達成した全国手話検定試験での受験者 10,000 人目標に向け、引き続き取り組むとともに、各都道府県協会の負担軽減が図れるような運営体制確立に向け努力します。
 - (12) 手話言語法や手話言語条例制定に向けた取り組みに連携し、新たな手話動画や書籍等の編集・発行、普及に努めます。
 - (13) 地域の自治会や商店街、学校等の皆さんとの連携をさらに密にし、「京都さがの手話まつり」や「さがの映像祭」等手話の普及、聴覚障害者の芸術文化の推進に取り組みます。
2. 施設事業の事業管理委託会社であるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にし、関係団体、関係施設および地域の方々に満足していただける施設運営に努めます。
 - (1) 2018 年度から法人の公益事業として円滑に実施できるようアイアンドエフ・ビルディング株式会社と調整を図ります。
 3. 障害者雇用の推進に寄与するため、障害者福祉サービス事業の充実に取り組みます。とりわけ 2017(平成 29)年度は、700 万円を上回る赤字を計上しており、2018 年度は赤字解消のため全力を挙げて取り組みます。
 - (1) とも職員(利用者)の労働時間の延長、賃金アップを図るため、不採算事業の見直しを図るとともに、安定的で収益性の高い新規事業の拡充に努めます。
 - (2) とも職員(利用者)の研修の充実や職場開拓に努め、一般就労に向けて支援します。
 - (3) 各種補助金を活用して作業用備品等の充実にも努め、作業能力の向上に努めます。
 - (4) とも職員(利用者)の健康管理、福利厚生の充実に取り組みます。
 - (5) 相談支援事業所とも相談体制の確立等充実にも努めます。
 - (6) 法人職員に対し、障害者の理解を深める研修を継続的に行い、とも職員(利用者)の人権擁護、働きやすい環境の整備に努めます。
 - (7) 就労支援センターとも開設 10 周年にあたり記念事業に取り組みます。

4. 社会貢献事業は、当面赤字克服に全力をあげて取り組むとともに今後の事業のあり方について検討します。
 - (1) 2015（平成27）年度からスタートした生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」の推進を図り、生活困窮者への就労支援、その他の自立に関する相談支援に取り組みます。
 - (2) 就労準備支援事業およびソーシャルビジネス事業（農園事業）については、2017（平成29）年度も、400万円を上回る赤字を計上しており、2018年度は赤字解消のため全力を挙げて取り組むとともに、今後の事業のあり方について基本の方針を提案します。また、農園事業については、就労準備支援事業参加者の就労体験の場として活用していますが、2017（平成29）年度は利用が3人と低調であり、南丹地域の市町に呼びかけ利用者の拡大に取り組みます。

第3章 健全経営の確立

1. 各事業において収入増に努力するとともに、支出の見直しを行い、2018（平成30）年度は、事業活動収入額5%の剰余金確保を目標に努力します。
2. 法人事業新基本方針の完全実施に向け全力で取り組みます。
3. 就労継続支援事業を中心とした法人事業の第三者評価、法人事業の外部監査の実施に向けて検討します。
4. 全国手話研修センター後援会と連携し、後援会活動の充実に向け努力します。

第4章 事業推進体制の確立

1. 経営基盤の安定に向け努力するとともに、職員の待遇改善に取り組みます。
2. 職員の健康診断や特殊健康診断、専門家による健康相談の充実に向け、職員が健康で働ける職場環境の整備に取り組みます。
3. 経営基盤の安定に向け、近畿圏内の聴覚障害者福祉関係事業所との連携を図るとともに、人事交流事業等を通じ幹部職員の養成を図ります。
4. 全職員研修、課題別研修の実施、および外部研修への参加等職員の資質向上に向け努力します。
5. 当法人は手話通訳事業（福祉事業）、障害者福祉サービス事業、社会貢献事業と職務内容が多業種にわたるため、職員間の定期的交流、各種会議の充実、文書による伝達を通じ、全職員の相互理解と情報の共有化を通じ、職員の団結と労働意欲の向上に努めます。



第2部 福祉事業計画

第1章 人材養成事業

聴覚障害者のニーズや社会の変化などによりよく対応でき、あらゆる場面での確に手話通訳するために手話通訳者等の資質向上を図り、手話通訳者等の人材養成を担当する指導者養成も図ります。

また、聴覚障害者関係施設等職員など、聴覚障害者に関わる教育や福祉の専門分野に求められる知識と技術等の向上を図り、加えて社会情勢を踏まえ、各地域からの要望も含め、以下の事業を中心に進めます。

1. 専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修
2. 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座
3. 聴覚障害者関係施設職員、ろう学校教員等、聴覚障害者と関わる人材の育成

第1節 委託事業

1. 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）

- (1) 手話通訳者・手話通訳士現任研修カリキュラム・教材作成委員会

手話通訳者・手話通訳士現任研修を開催するため、研修プログラムについて検討し、それに合わせ教材を作成します。

- (2) 手話通訳者・士現任研修

2017（平成29）年度に引き続き、講義は「IPTV」等を活用した遠隔地研修システムによる自宅で学習ができる研修とし、実技研修等は集合研修として、それぞれ全国4会場で開催します。

第1回目の研修はすべて研修センターで開催し、集合研修とします。

- ①手話通訳者現任研修は、資質向上を目指す現任研修と手話通訳士試験対策研修を開催します。

現任研修は、東北・関東・九州ブロックで、通訳士試験対策は、東北・関東・東海ブロックでの開催予定

- ②手話通訳士現任研修のテーマは「人権と司法」です。

手話通訳士現任研修と基礎・政見放送研修を実施します。現任研修は、関東・北信越・四国ブロックで、基礎・政見放送研修は、北海道・関東・中国ブロックでの開催予定

2. 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座（厚生労働省委託事業）

研修センターが編集・発行したテキストに基づき、実技編および講義編の養成担当講師連続講座を開催します。

- | | | |
|-----------|-----|---------------|
| ①手話奉仕員養成 | | 東海ブロック・九州ブロック |
| ②手話通訳者養成Ⅰ | | 関東ブロック |
| ③手話通訳者養成Ⅱ | | 中国ブロック |
| ④手話通訳者養成Ⅲ | | 中国ブロック |
| ⑤手話奉仕員養成 | 講義編 | 研修センター |
| ⑥手話通訳者養成 | 講義編 | 研修センター |

第2節 自主事業

1. 手話通訳者全国統一試験

2017（平成29）年度は、46都道府県4政令指定都市で実施されました。

2018（平成30）年度は全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。

- (1)「全国統一試験」試験委員会の開催
- (2)「全国統一試験」説明会の開催
- (3)「全国統一試験」の実施
実施日：2018年12月1日（土）
- 2. 各種研修会の開催
 - (1) 手話通訳者およびろう講師のための日本語研修
手話通訳者を対象に、手話通訳に求められる日本語の力を伸ばし、手話通訳技術の向上を目指します。
ろう講師を対象に、手話講習会等での指導に必要な日本語のレベルアップを図り、指導者としての資質向上を目指します。
 - (2) 聴覚障害者関係施設等職員研修
研修内容を見直し、聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者関係施設、団体等の職員研修を実施します。
 - (3) 聾学校等教職員に対する手話研修
聾学校等、教職員を対象に手話や実技研修を実施します。
 - (4) その他、必要に応じて研修および学習などを開催
- 3. 出版関係事業
書籍およびビデオの発行を行います。
 - (1)「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材18」の発行
- 4. 講師登録制度
手話奉仕員養成担当講師連続講座および手話通訳者養成担当講師連続講座修了者等を対象に講師登録を実施します。

第2章 全国手話検定試験事務局

第1節 第13回全国手話検定試験の実施について

2017（平成29）年度第12回全国手話検定試験は、10月に実施した一般試験だけでも1万人の申し込みを達成することができました。また、団体試験については今まで主な実施団体であった学校関係のほか、行政および会社においても実施することができました。これは、全日本ろうあ連盟の手話言語条例制定推進事業によるところが大きく、さらに手話の普及を進めていくことが全国手話検定試験の大きな役割です。引き続き、この1万人という数字を定着確保することが重要な課題となります。

反面、受験者数が増えることにより、面接委員の確保、会場確保等が困難になりつつあります。今後さらに受験者が増加することを想定し、全体的な運営について検討する必要があります。

2017（平成29）年度の収支状況は、受験者数増加に伴う会場費等諸経費の支出は増加したものの、参考書（三訂5級～2級、改訂準1級・1級・筆記試験対策テキスト）等の印税収入および寄付金の継続により、収支状況のバランスがとれています。より安定的な運営を図るためにも収入の確保に加え、経費の削減に努める必要があります。これらを踏まえ、2018（平成30）年度は次の方針で取り組みます。

1. 試験実施

(1) 第13回全国手話検定試験（10月実施試験）

① 試験日時

2018年10月13日（土）	5級	10:00～12:30（予定）
	4級	14:00～16:30（予定）
14日（日）	3級	10:00～12:30（予定）
	2級	14:00～17:00（予定）
20日（土）	準1級	10:00～13:00（予定）
	1級	13:00～17:00（予定）

② 実施目標

受験申込者数は、11,100名（一般試験10,350名、団体試験750名）を目標に以下のような内容について取り組みます。

- ・会場数：47都道府県 53会場
 - *全都道府県での試験開催実施
 - *団体試験（別日程）前期および後期試験開催実施
- ・安定した収入の確保に向けての取り組み
 - *個人および団体申込みの受験者増加（PR工夫）
 - *「受験の手引き」、ホームページ、新聞社等に幅広く周知する
 - *中央法規出版と連携をとり、書店に「受験の手引き」を置き周知に努める
 - *全国聾学校長会事務局を通して聾学校職員等への周知に取り組む
 - *手話講習会担当講師に働きかけ、受講者への周知に努める
- ・47都道府県での5級から2級の試験開催をめざします。
- ・準1級・1級試験開催実施会場数を増やすために働きかけをします。

(2) 団体試験について

受験者の利便性を図り、試験会場の分散化を図るため、本試験とは別日程で二つのある学校関係等のほかに行政を加え実施伺いを発送し、できるだけ多くの会場で実施できるよう働きかけます。

① 実施方法

集団受験者がいる学校、企業、施設、行政等と連帯し、その団体施設を会場として試験を実施します。

② 団体（学校、企業、施設、行政等）の協力内容

- ・会場の提供
- ・機材の確保
- ・要員の手配

③ 地元の聴覚障害者協会等の協力

- ・面接委員派遣および採点

2. 委員会、作業部会について

全国手話検定試験の実施および受験者への合否発表等を滞りなく進めるために、また、全国手話検定試験に係る諸事業を円滑に実施するために、全国手話検定委員会および出題・採点作業部会、出版・講習作業部会を開催します。

なお、(仮称)全国手話検定試験あり方検討作業部会を立ち上げ、全国手話検定試験に関わる運営、試験問題作成や試験実施に関する課題等を検討します。

3. 説明会の実施について

(1) 説明会（全国ろうあ者大会 in 大阪）

全国手話検定試験に係る諸事業に係わる説明等のために実施します。

(2) 地域試験委員会代表者・面接委員責任者会議（全国手話研修センター）

全国手話検定試験の実施および運営に係わる情報共有を図るのために実施します。

4. 「受験者のための学習セミナー」講師養成講座

受験者のための学習セミナーを地域で実施していただくことを目的として、学習セミナーの目的や講師の役割、模擬試験を取入れ講師養成講座を実施します。

※1 会場で実施予定（会場未定）

5. 受験者のための学習セミナー

(1) 実施目的

受験者の事前学習の場として、また手話学習者の学習意欲増進の場として模擬試験や学習方法の紹介を実施します。

(2) 周知

「受験の手引き」、ホームページ等で実施会場、日程、実施級等を周知します。セミナーは面接委員にとって、事前学習ができる大切な場であるため、地域と連携をとり、セミナー開催ができるよう努めます。

(3) 教材

セミナーで使用する教材等を作成します。

6. 面接委員に関わる研修会

(1) 面接委員研修

① 面接委員を養成するために面接委員研修を実施します。

② 要望のある県を中心に開催し、ブロック単位で参加呼びかけを行います。

③ 受講対象者は、新規登録予定者および更新研修として受講する者です。

④ 研修で使用する学習教材等を作成します。

(2) 面接委員スキルアップ研修

① 面接委員としての資質・向上を図るために実施します。

② ブロック単位で開催します。

③ 研修で使用する学習教材等を作成します。

④ 面接委員としての資質・向上のために受講していただくよう周知します。

7. 「面接委員研修」講師養成講座

(1) 面接委員研修を地域で開催できる環境をつくるため講師養成講座を実施します。

(2) 同講座のための学習教材等を作成します。

8. 「面接委員スキルアップ研修」講師養成講座

面接委員スキルアップ研修を地域で開催できる環境をつくるため講師養成講座を実施します。

9. 手話合宿

受験者および手話学習者を対象に、ろう者とのコミュニケーションを図りながら手話の学習をすることを目的として開催します。

＊5級・4級・3級コース

＊2級・準1級・1級コース

10. 手話のがっこう

受験者および手話学習者に加え、これから手話を学ぶ方を対象に、手話の学習だけでなくろう者の日常生活に係わる様々なことを学び、ろう者との交流をとおして、手話でのコミュニケーションのわ（話・輪）を広げていくことを目的として開催します。

11. 全国手話検定試験関係書籍の発行等について

受験者、手話学習者および面接委員などの学習支援として『これで合格！2018 全国手話検定試験 DVD 付き 第12回全国手話検定試験解説集』6月中頃発行予定

12. その他

受験者数が増加し、会場および機材の確保、面接委員の確保等が困難な状況にあります。地域にとって、無理がなく、円滑に試験実施ができるよう意見集約を参考にし、検討します。

第3章 日本手話研究所

2017（平成 29）年度に引き続き、各研究部のより活発な取組みの促進を図るとともに、厚生労働省委託事業内容の充実を図っていきます。国内外の手話に関心を持つ言語研究機関および手話に関する学術団体とのネットワーク作りを通して、国連障害者権利条約と改正障害者基本法に明記された手話の言語的認知を関連法や施策に反映させていく国民的な運動に、ろう者を主体とする日本最初の研究機関として寄与していきます。

第1節 委託事業

1. 手話研究・普及等事業[厚生労働省委託事業]

（1）標準手話確定普及研究部

- ① 厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野等における手話研究を広げるため、あらゆる関係省庁、企業に働きかけます。
- ② 2017（平成 29）年度に引き続き、手話単語の確定にあたって 2018（平成 30）年度「新しい手話」パブリックコメント募集を実施します。
- ③ 確定した手話単語の映像をウェブサイトにて公開するとともに、全日本ろうあ連盟、障害者放送通信機構、聴覚障害者情報提供施設協議会などと連携して、確定手話等の普及に努めます。
- ④ 当事者団体、任意の各団体、各グループの実施する手話調査、研究、開発、普及事業については、研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力すると共に、手話単語の確定については「標準手話確定普及研究部」本委員会が最終確定を行います。
 - ・本委員会を年4回実施します。（6月～2月予定）
 - ・全国9班での班会議を年4～8回開催します。（5月～1月予定）
 - ・拡大本委員会を年1回実施します。（1～2月予定）

（2）外国手話研究部

- ① 一般財団法人全日本ろうあ連盟の国際事業に協力するなどの中で、世界各国手話および国際手話の収集と研究に努めます。

- ② 各種財団等の招聘により来日している海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。得られた情報は、「海外のろう者へのインタビュー」として外国手話研究部HPで公表します。
- ③ これまで集積した外国手話単語（生活基本語彙）のデータベースを整備保存し、外部公開として日本手話研究所HPの「新しい手話動画サイト」上で、「外国の手話」として掲載していきます。
- ④ 各国の地名や人名に関する手話をとりまとめ、「各国の固有名詞手話」として日本手話研究所HP上で公表するとともに、「固有名詞手話ガイドブック」（仮称）の編集を引き続き進めます。
- ⑤ 研究部会を年4回開催します。

(3) 日本国憲法等の手話表現映像の製作

日本国憲法の解説動画や障害者差別解消法などの条文表現映像の製作を行います。

2. 全国ろうあ者大会 研究分科会「手話言語」

毎年、全日本ろうあ連盟より委託を受けている全国ろうあ者大会研究分科会「手話言語」運営にて、標準手話確定普及研究部が行っている「新しい手話検定（全国大会限定）&創作手話コンテスト」を引き続き開催します。なお、2018年度においては、第1部、第2部両方の受託となり、構成を検討中です。

第2節 自主事業

1. 運営委員会

- (1) 年1～2回実施します。
- (2) ろう教育研究部・所蔵資料整備等の活動に対する助成確保を目指します。
- (3) 2019年度実施予定「標準手話研究開始50周年記念企画」の検討を行います。

2. ろう教育研究部

ろう教育の発展に向けた研究活動を行います。

3. 手話研究セミナー

研究成果の発表を目的として、第18回手話研究セミナーを開催します。

4. 手話総合資料室

公益財団法人一ツ橋総合財団と全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話やろうあ運動などに関する貴重な資料や書籍をデジタルデータ化、公開を行います。

5. 地名手話収集

NHK放送技術研究所と共同して、市町村レベルの地名手話の収集を行います。

6. 標準手話研究開始50周年記念企画

2019（平成31）年に標準手話研究が開始されてから50周年となり、それに向けた記念企画の構成を検討します。

第3節 出版事業

1. 『手話・言語・コミュニケーション No.6』（『手話コミュニケーション研究』改題・通算65号）
『手話・言語・コミュニケーション No.6』の編集方針を決定し、年内刊行を目指します。
2. 手話研究セミナー記録集
手話研究セミナーの記録集として、2017（平成29）年度セミナー「第17回手話研究セミナー記録集」を作成・発行します。

第4節 監修・原稿執筆作業

1. (一財)全日本ろうあ連盟への「新しい手話」解説文提供
下記の刊行物の「新しい手話」掲載のイラスト監修・動作文監修・解説文の執筆を行います。

①「新しい手話 2019」 ②日本聴力障害新聞 ③季刊みみ

第5節 その他

民間団体その他より手話監修等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及等に取り組めます。また、文化芸術活動の推進等に努めます。

第1節 第16回京都さがの手話まつりの開催

手話の国民的普及と全国手話研修センターへの理解と認識を深めてもらうため、関係団体や地元自治会・商店街の協力を得て、第16回京都さがの手話まつりを開催します。

1. 実施日：2018年9月2日(日)
2. 会場：全国手話研修センター敷地内

第2節 第15回さがの映像祭の開催

コミュニケーションバリアフリーの映像文化の創造と普及を図るため、聴覚障害者が制作した映像コンクール等を内容とした第15回さがの映像祭を開催します。関係団体等と連携し、さらに充実した企画を目指します。

1. 実施日：2019年1月～2月実施予定
2. 会場：予定(同志社大学・寒梅館)

第3節 ギャラリー展示の活用

聴覚障害者、関係者および京都市市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援し、ギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害者の文化芸術活動を推進します。

1. 絵画・写真などの芸術作品の展示

第4節 各種研修事業の実施

手話言語法や障害者差別解消法など、社会状況、社会制度の変化に応じて適宜、取り組めます。

第5節 講師派遣・施設案内等事業

関係団体等の事業を推進するため、講師調整および講師の派遣を行います。また、施設案内に取り組めます。

第6節 手話通訳者派遣事業

研修センター事業および関係団体等に手話通訳者を派遣します。

第7節 手話普及・啓発、出版等事業

東京オリンピック・パラリンピックを視野にいれた聴覚障害関連書籍出版について、関係団体に提案をします。関係団体との連携・調整を図りながら出版します。

第5章 講師リーダー養成研修事業（厚生労働省委託事業）

厚生労働省委託事業として、手話奉仕員および手話通訳者養成講師団のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

第6章 若年層の手話通訳者養成モデル事業費

厚生労働省委託事業として、若年層の手話通訳者養成に向け、2018年度は検討委員会を設置し、高等教育機関における手話や手話通訳者の養成状況の把握と整理を行い、高等教育機関における手話通訳者養成カリキュラムの作成を行います。

第7章 行政機関に対する合理的配慮の推進

障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法における合理的配慮を推進するため、下記の事業を進めます。

（1）行政職員対象手話講習会【全日本ろうあ連盟委託事業】

2017（平成29）年度に引き続き全日本ろうあ連盟と協議し、手話を広める知事の会および全国手話言語市区長会と調整しながら、行政職員を対象にした手話講習会を実施する予定です。

（2）行政用語の手話単語の検討等事業

日本聴覚障害公務員会と連携をして、住民が使用する用語、行政職員間で使用する用語について整理し、日本手話研究所とともに手話単語の確定を進めます。また、用例が分かるDVDも制作します。

第8章 テレビ手話通訳者養成事業

視聴覚障害者への情報提供等の合理的配慮により、テレビ等メディアの情報保障を充実させるため、テレビのニュース番組等が担当できる手話通訳者の養成を進めます。

第3部 障害者福祉サービス事業

事業の基本目標

1. 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
2. これまで9年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の拡大に努め、とも職員の労働時間の延長、賃金向上に努めます。
3. とも職員の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。
4. 「特定指定相談支援事業所とも」の相談体制の確立、充実に努めます。
5. 「就労支援センターとも」設立10年目を記念して記念行事を行いません。

第1章 利用者（とも職員）の状況

1. 2018（平成30）年2月現在、定員40名、登録者54名となっていますが、2018年度は登録者数60名を目指します。とりわけ聴覚障害者の利用を呼びかけます。
2. 年間3名の一般就労を目指します。
3. 2016年度の平均賃金（68,526円）を目指します。

第2章 事業内容

第1節 法人からの委託事業

1. 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
2. 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

第2節 自主事業

1. アイアンドエフ・ビルディング株式会社からの委託業務

(1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルディング株式会社から「コミュニティ嵯峨野」における下記の業務を再受託します。

- ① 施設内の清掃およびベッドメイキング業務
- ② レストラン、ラウンジでのサービス提供業務
- ③ 厨房の調理補助業務、食器洗浄業務

2. サイバーライン株式会社との共同経営

2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」のサービス提供業務を実施します。

3. 清掃部門

(1) 京町家の宿、ぶらり嵐山、京都府庁（福利厚生センター、別館）、京都府立洛南寮、京都市左京合同福祉センター、京都府こども発達支援センター、府庁ゆめこぼ（京都府精神保健福祉総合センター）、オリックス嵐山荘等の清掃業務を実施します。

(2) 京都市内の宿泊施設の急増により、京町家の宿の稼働率が大幅に下がってきており、その影響で就労支援センターともへの清掃依頼件数も減少している現状を打開するため、安定的で収益性の高い新規事業開拓に努めます。

4. 書籍管理部門

一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。

5. 物品販売・製作部門

- (1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。
- (2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベントへの出店、物品製作等に取り組みます。

6. 事務管理部門

パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

7. 京野菜栽培事業

- (1) 有機・無農薬京野菜の栽培に取り組みます。
- (2) 京都市役所前広場の植栽業務を実施します。

第3節 障害者指定特定相談支援事業所の充実

障害者指定特定相談支援事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの受注を増やします。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に1995年に発足、2006年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

第4部 社会貢献事業計画

第1章 亀岡事業所の運営

1. 2017（平成 29）年度は、事業の根本的見直しを行い、JR 亀岡駅前事務所の廃止（農作業所との一本化）、職員の減員等赤字解消に向け努力しましたが、生活困窮者就労準備事業の利用者が少なかったこともあり赤字を克服できませんでした。2018（平成 30）年度は、現行体制で新たに京都府の若者就労支援事業に取り組むなど収入の確保を図るとともに、経費の削減を図り収支バランスが取れるよう取り組みます。
2. 亀岡事業所の農園事業については、2016（平成 28）年度以降多額の赤字が続いており、法人経営に大きな負担となっています。2020（平成 32）年度を目途に事業の統廃合を含め今後の事業のあり方の検討を行います。

第2章 生活困窮者就労準備支援事業

1. 雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識および能力の向上のための必要な訓練を行う就労準備支援事業を実施します。
亀岡市、南丹市に働きかけ、利用者確保に努力します。
2. 事業内容としては、農産物の生産、加工、流通および販売等の農作業の他にパソコン基礎研修や接遇研修などを通し中間的就労や一般就労へ向けた支援を実施します。

第3章 生活困窮者自立相談支援事業の実施（亀岡市委託事業）

1. 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人々（要保護者以外の生活困窮者）を対象とします。
2. 事業内容：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
 - ・生活困窮者の把握・相談受付
 - ・生活困窮者に対する訪問支援
 - ・アセスメントとプラン（支援計画）の作成
 - ・支援調整会議の開催および調整
 - ・関係機関および社会資源の活用等
 - ・住居確保給付金に係る窓口業務
 - ・緊急小口資金に係る窓口業務

第4章 ソーシャルファームおぐり事業の実施

第1節 農業を中心としたソーシャルビジネスの実施

1. 中間的就労者で、作業能力、就労意欲ともにあるが、年齢等の要件で一般就労が困難な人を雇用します。また、中間的就労者で就職に至っていない人を登録し、農繁期等に働く場所を提供します。
2. 事業内容：農作物の生産、加工、販売
 - ① 亀岡市内で1.35ヘクタールの農地を借用（水利料等経費負担のみ）
 - ② 無農薬（減農薬）・有機栽培で米（105アール）、もち米（10アール）京野菜（20アール）を生産
 - ③ 地域農業の担い手（草刈やビニールハウスのビニール張り替え等の請負）
 - ④ コミュニティ嵯峨野のレストランを中心に販売の拡大
 - ⑤ 京都丹波地域内の障害者事業所と連携した農産物の加工品の生産

- ⑥ コミュニティビジネス（農園周辺の農家から野菜の購入、惣菜の販売等）
- ⑦ 特別養護老人ホーム等の入所者の農作業体験（農業と福祉の橋渡し）

第2節 地域連携

1. 地域の農業団体、ボランティア団体等の連携、協力を得て事業の推進を図るとともに、地域に貢献できるよう努力します。
2. 農業を行っている亀岡市を含む京都丹波地域内の障害者事業所と連携し、共同生産・共同受注の体制整備を行います。

第5部 法人事業基盤の確立

第1章 備品・機器の整備と運用

第1節 事業備品の整備

下記の事業で必要な場合は、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1. 人材養成の研修、統一／検定試験に必要な画像撮影、収録、編集、出力機器
2. 事務所業務における情報処理機器および周辺機器
 - ・ネットワークの高速化：転送速度 1Gb へ対応
 - ・パソコンの更新：Windows10 への対応準備

第2節 公的助成金の確保

事業運営に必要な機器の経費について、法人収支の改善による財源確保を図るとともに、公的助成金・補助金の確保に努めます。

第3節 パソコンサーバーの維持管理

研修センターの事業に関するデータを記録・保管しているパソコンサーバーの管理を適切に行い、事業データの保全を図ります。

1. データのバックアップと定期的なバックアップ確認の実施
2. サーバー運用管理の知識習得とサーバー管理者の育成

第2章 事業推進体制の確立

第1節 職員の資質向上

職員の質と知識の向上を図るため、次のことを行います。

1. 全職員対象の社内講演・研修
2. 外部研修会への参加促進（一般研修、階層別研修、専門研修）
3. パソコン操作研修（WindowsOS、Office ソフト）

第2節 職員の健康管理

1. 定期健康診断、頸肩腕腰痛検診、VDT 検診の実施。
2. ストレスチェック検診の実施
3. 衛生活動の推進（衛生委員会の開催および情報の提供、産業医の活用）

第3節 情報の共有化

課長会議、各課会議の定例開催を図り、トップダウン・ボトムアップで情報が共有できるように努めます。

『就労支援センターとも』では作業前ミーティングにて指示伝達を徹底し、シフト勤務の弊害を取り除いて情報の共有に努めます。

第4節 関係団体との交流

「事業と運動の統一的発展をめざす近畿合同機構」をはじめ関係団体等との職員交流、合同学習会を行います。

第5節 法人事業のPR強化

当センターについて広くPRし、実施事業について情報提供を図ります。

1. ホームページの充実と完了した事業結果のタイムリーな情報発信
2. 部署・事業ごとでの facebook 運用を開始
3. 「全国手話研修センター」、「くらしと仕事のサポートステーションおぐり」、「亀岡市生活相談支援センター」の紹介パンフレットの活用
4. 京・福祉の研修情報ネット（京都市社会福祉協議会運営）へ研修等の情報アップ
5. 研修会等の利用

各研修会において、事業のお知らせやイベントチラシ等を配付しPRを行います。

第4章 法人事業新運営方針等の作成

第1節 手話通訳関連事業等新方針の実施

手話通訳関連事業の新運営方針に基づき、段階的に事業実施に努めます。

第5章 社会福祉法人全国手話研修センター記念事業

第1節 15周年記念事業

全国手話研修センター法人設立（2002年1月31日法人格取得）から15周年が過ぎ、コミュニティ嵯峨野の拠点リニューアルオープン（2003年9月1日）より15年となります。この節目に15周年記念誌を完成させ、発行を目指します。

第6部 全国手話研修センター後援会との連携

第1節 後援会加入の促進

1. 全国手話研修センター後援会に未加入の職員へ加入呼びかけを行います。
2. 後援会紹介DVDの後半部「センター事業紹介編」の更新を検討し、製作に協力します。
3. 後援会の行事、取り組み、おぐり野菜の販売に協力して取り組みます。

第2節 後援会運営

1. 後援会の機関会議開催、出前ブース受付での加入呼び掛けなど、後援会運営については要請に基づき協力、共同の取り組みを行います。
2. 後援会役員と法人役員との懇談会の開催（2回目）
3. 後援会要望課題の検討と対応
 - ・後援会役員へ研修センターの事業状況のタイムリーな提供
 - ・研修センターホームページへの事業結果の情報アップ

2018（平成30）年2月 発行

社会福祉法人 全国手話研修センター

〒616-8372

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4

TEL (075) 873-2646/FAX 873-2647

HP <http://www.com-sagano.com/>